

### 第1節 基本的考え方

公共的施設の統合整備については、効率的な公共的施設の整備と運営を進めていく必要があることから、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮して順次検討を行います。

その検討にあたっては、市民のニーズを的確に把握し、新市の一体的・効率的な行政運営はもとより、地域の特性を考慮するとともに、利便性のバランスが保たれるように配慮するものとします。

さらに、新たな公共的施設の整備についても、財政状況等を踏まえ、事業の効果や効率性について十分検討するとともに、既存の公共的施設を可能な限り有効に活用するなど効率的な整備に努めます。

なお、合併以前の旧市役所及び町役場庁舎については、既存施設の有効利用の観点から、市民生活に密着した行政サービスを提供する施設として存続させ、市民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、ネットワークなど必要な機能の整備に努めるとともに、その他の公共的施設との複合的な利用を図るものとします。併せて、庁舎間を結ぶ交通機関の確保なども検討し、市民の利便性の向上にも努めます。

新庁舎建設については、財政状況等を踏まえ、交通事情や他の公共施設等との関係などを考慮し、検討していくものとします。